

第10回香南市農業委員会議事録（令和元年10月）

1. 開催日時 令和元年11月1日（金） 午後1時31分から午後3時11分

2. 開催場所 香我美市民館2階 研修室

3. 出席委員（33人）

農業委員（18人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（15人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、12番久武光顕、13番河崎勝實、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員

16番溝渕洋介 10番柳本佳洋、11番末久直樹（推進委員）

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 18番宮崎利博 1番安岡洋光

（3）議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件

①農地のあっせん申し出について

売り渡し（1件）、貸し付け（1件）、貸し付け・売り渡し（1件）

②議事録修正の嘆願について

6. 委員以外の出席者

農業委員会事務局長

農業委員会事務局次長

農業委員会事務局主事

中邑 彰彦

立仙 泰章

刈谷 弘法

7. 会議の概要

議長 ただ今から第10回香南市農業委員会を開催致します。
秋も深まり、銀杏や山々も色づき始めました。めっきり日足も短くなり、農作業をせかされる思いです。それぞれに、お忙しい事と存じます。本日は出席ご苦労様でございます。
最初に本日の出席委員の報告をお願いします。

(開会 13時31分)

事務局 本日の出席委員の報告を行います。本日の出席委員は18名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。なお本日欠席の連絡がありましたのは16番溝渕委員、10番柳本推進委員、11番末久推進委員です。

議長 議事日程に従いまして本日の会議を開きます。本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。18番宮崎委員、1番安岡委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いします。

議長 最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号41番の説明をいたします。
申請地は赤岡町字東井戸1702番、地目は田、面積は879㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号41番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば12番農業委員さんお願いします。

12番 相続した土地で第3者が作っており、問題ないと思います。
農地所有適格法人の事を説明してくれませんか

事務局 法人が農地を取得する場合に農地所有適格法人以外の法人は所有できない。会社組織として登記されており役員の過半数が農業に従事している事、その中で役員の1名以上が農作業に従事していることが要件、売り上げの過半が農業に関するものである事等要件がいくつかあります。それをクリアすれば農地所有適格法人ということで、農地の所有が可能になります。

12番 参考事項にあるように、自作地、借入地は今説明したような運営ができているという事ですか。

事務局 自作地につきましては、今年売買により所有するということで、以前の会でも諮ったものです。借入地は役員の中から会社が借り入れてるものです。

- 1 1 番 それを審査するにあたって、売上証明等を出して審査するのでしょうか。
- 事務局 立ち上げるときに売り上げは無い状態である。適格法人になったら決算年度から3か月以内に会社の定款、登記、決算書の写し等を報告しなければならない。毎年要件を満たしているかチェックするようになっています。
- 1 1 番 要件等に関して農業委員会が見るとかではなく申請だけでよいのか。
- 事務局 そうです。必要なものを出してくるので、その申請での判断です。
- 1 2 番 法人がやるのであれば、第3者が作っているのを返さなくてはいけないのでは。
- 事務局 今、農家台帳上把握しているのは、譲渡人から、この法人への賃貸借しか把握していませんので、実際また貸しをしていたら別問題になる。
- 1 2 番 法人が別の人に貸すのはかまわないのか。
- 事務局 思われている土地が譲渡人から譲受人への貸借関係の土地かというのは確かめる必要があると思います。
- 1 1 番 今まで、譲渡人が買った土地を元の地主が耕作していたようである。
- 事務局 全部法人に貸しているかは手元に資料がないので明確にはお答えできない。
- 事務局 続きまして、受付番号42番の説明をいたします。
申請地は野市町下井字ナノ丸114番1外3筆。地目は田、面積は4,065㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号42番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。
- 1 4 番 譲渡人につきましては体調を崩し、譲受人が近所でたくさん作っているという事で問題はないと思います。
- 事務局 続きまして、受付番号43番の説明をいたします。
申請地は香我美町山北字宮ノ東1936番1。地目は田、面積は496㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買となっています。受付番号43番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。
- 7 番 事務局の説明どおりです。別に問題ないと思います。

- 事務局 続きまして、受付番号44番の説明をいたします。
申請地は野市町土居字ニノミコ1355番1。地目は田、面積は990㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買となっています。受付番号44番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば17番農業委員さんお願いします。
- 17番 この案件は譲受人が現在も耕作しており、法18条の合意解約が出ておりますが、問題ないと思います。
- 議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 ないようでしたら採決に入ります。3条4件、許可に賛成の方は挙手願います。
- 議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号22番の説明を致します。
申請地は、野市町東野字子ノ丸1788番2、地目は畑、面積は171㎡です。
位置図及び配置図は1ページから3ページ、現況写真は1ページ2ページをご覧ください。
申請地は、高知東部自動車道のいちインターから約320m南東で、国道55号線馬袋交差点のほぼ真南150m、および香南市道古川線から約55m東に位置し、自己住宅1棟の建築と駐車場2台分を設置するものです。
周囲の状況は、北と東は宅地、南は里道を挟んで宅地、西は譲渡人名義の畑です。
申請地は袋地となっているため、申請地南の里道を一部用途廃止し、さらに里道の南側にある「譲渡人名義の宅地の一部」と合わせて申請地と一体利用することで、南方にある建築基準法第42条第1項第5号道路に接道を取って建築する計画です。一体利用する「南側里道の一部」に関しては香南市建設課で用途廃止許可済みであり、その後の払い下げが可能である旨も香南市住宅管財課に確認済みです。
造成につきましては、盛り土・切り土はありませんが、表面の土を建築用に入れ替える地盤改良をおこない、整地は砕石（さいせき）仕上げとします。
排水につきましては、位置図及び配置図の2ページ・3ページのように、生活雑排水は合併浄化槽に接続し、「西側の畑の一部」及び「その北側の宅地の一部」を経由して北側青線に排水します。雨水も同様の経路で北側の青線へ排水します。
また排水管につきましては、位置図及び配置図の3ページの図のように、「敷地西側の譲渡人名義の畑」及び「その北側の譲渡人名義の宅地」内にある農業用倉庫と家屋倉庫沿いに100mm配管を表土から約20cmの深さに埋設するた

め、西側の畑の営農には影響ないと判断します。

北側青線への排水に関しては地元の田役協議会代表者の排水同意を得ております。また、青線への排水管の接続が可能である旨は香南市建設課に確認済みです。

農地の区分としては、「高知東部自動車道のいちインターから概ね300m以内にある農地」で、第3種農地に該当すると判断します。

補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 親子関係でありまして、事務局の説明どおりで問題ないと思います。
最初に概ね320mと報告しませんでしたか。ここは問題のないところではあります。

事務局 第3種農地に該当する要件として、インターから概ね300m以内が該当しますが、概ねの解釈がプラス1割までが許容範囲であります。

事務局 続きまして受付番号23番の説明を致します。
申請地は、野市町西佐古字大キタ498番1、地目は畑、同じく497番6、地目は田の2筆のうち各一部で、面積は合計507㎡のうち申請地部分が123.9㎡です。

位置図及び配置図は4ページ・5ページ、現況写真は3ページをご覧ください。
申請地は西佐古公民館の北西約100mに位置し、西側前面道路は市道西佐古宮裏線であり、自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、現況写真3ページの航空写真の黄色い点線で囲った申請地番全体でみると、南は宅地、西は香南市道を挟んで宅地、東は境内地、北は香南市用悪水路と香南市公衆用道路を挟んで宅地2筆及び現況が宅地となっている498番2の畑があります。黄色い点線で囲った申請地番全体のうち、赤線で囲んだ範囲が今回の申請地、つまり自己用住宅の建築を計画している申請部分です。

ここで、498番2の畑については、現況写真4ページのとおり現況宅地となっており、本申請による営農への影響はないと判断します。加えて498番2の所有者からは今後農地として復元する可能性がない旨を確認済みです。

また、東の境内地は神社の参道であり、そのさらに東側には畑がありますが、この農地は申請地番全体からみても直接の隣地ではなく、さらに赤線で囲んだ申請地部分からは約30m以上離れており、加えて、申請地の雨水は自然浸透及び西側の市道側溝へ排水し、生活雑排水は西側市道に埋設された排水管へ接続することから、この東の農地の営農には影響がないと判断します。

造成につきましては切り土・盛り土はありませんが、現在の耕土を除去し住宅建築に適した碎石を敷いて整地する計画です。

排水につきましては先ほど申し上げたとおり、雨水は自然浸透及び西側の市道側溝へ排水する計画で、これに伴い市道側溝への排水と道路占用許可が可能である旨は香南市建設課に確認済みです。生活雑排水につきましては、西側市道に埋設された排水管へ接続し農業集落排水で処理します。農業集落排水への接続が可能である旨は香南市上下水道課へ確認済みです。

また申請地西側の市道と、北側の用悪水路付きの公衆用道路はいずれも建築基準法第42条第2項道路に指定されている道であり、道路幅4m未満の区間では原則セットバックが必要な道であるため、申請地北側は道路中心から2m申請地側へセットバックします。一方で、申請地西側については、市道が拡幅された昭

和59年頃すでにセットバック済みであるため、今回申請地側へのセットバックはありません。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

議長 19番推進委員さん、現場を見ていると思いますが、よろしいですか。

19番 説明どおりです。

議長 2件、事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、採決にはいります。5条2件許可に同意される方、挙手を願います。

議長 全員挙手により許可に同意し、意見書をつけまして知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号非農地証明についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 受付番号17番の説明を致します。
申請地は、香我美町山北字下有岡784番2、地目は畑、面積は151㎡です。
位置図は6ページ、現況写真は5ページをご覧ください。
申請地は、昭和の頃からたばこの乾燥場として建築し、現在は倉庫として利用している建物の敷地となっております。
補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。

8番 事務局の説明どおり倉庫にして利用しており問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号18番の説明を致します。
申請地は、野市町深淵字小幡85番5、地目は田、面積は27㎡です。
位置図は7ページ、現況写真は6ページをご覧ください。
申請地は、昭和年月日不詳より隣接する川村裕志（ひろゆき）宅への進入路として利用されている土地であり、宅地となっております。
補足説明があれば 本日欠席の16番農業委員さんの代わりに18番推進委員さんお願いします。

18番推進委員 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号19番の説明を致します。
申請地は、香我美町下分字秋末1983番、地目は畑、面積は383㎡です。

位置図は8ページ、現況写真は7ページをご覧ください。

申請地は、昭和44年頃に申請者の父が倉庫を建築し、宅地となり現在にいたっております。

補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。

8番 問題はありません。

事務局 続きまして受付番号20番の説明を致します。

申請地は、野市町東佐古字白岩団地704番2、地目は田、面積は43㎡です。位置図は9ページ、現況写真は8ページをご覧ください。

申請地は、平成3年月日不詳の頃より、現況のような雑種地になっております。非農地となった理由は、他の農地から分断されており、耕作効率が悪く営農に適していないためです。

補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号21番の説明を致します。

申請地は、香我美町徳王子字螢3780番2、地目は畑、面積は595㎡です。位置図は10ページ、現況写真は9ページをご覧ください。

申請地は、昭和20年頃から耕作をしてきて、平成7年に取得した土地ですが、その後、周囲の畑が山林化し収穫があがらなくなりました。山間の傾斜地で、土の流出など肥培管理が難しく、平成8年3月頃から耕作を中止しております。その後3年位で竹、木類が自生し山林化して現在に至ります。

補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 6番推進委員と現地確認をしました。写真のとおり山林と一体化しており問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりました。非農地証明について何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 それでは、採決に入ります。非農地証明5件、許可に同意される方は挙手を願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定いたします。

議長 続きまして、議案第4号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 受付番号39番の説明を致します。

申請地は香我美町徳王子字夕顔856番1外4筆。地目は田、面積5,888㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約で、後の借人は心当たりがあるとのことで現在調整中とのことです。

続きまして、受付番号40番の説明を致します。

申請地は野市町中ノ村字安田 1 1 0 番。地目は田、面積 1,0 2 8 m²。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で、同じ賃借人と契約を結び直すとのことことです。

これより、4 1 番から 4 4 番は先月より出ています同一借入人案件ですので一括して説明させていただきます。

受付番号 4 1 番の申請地は野市町東佐古字白岩 1 9 3 番 1。地目は田、面積 1, 6 4 3 m²。

受付番号 4 2 番の申請地は野市町東佐古字アゴデン 5 9 4 番外 3 筆。地目は田、面積 3, 6 2 8 m²。

受付番号 4 3 番の申請地は野市町東佐古字アゴデン 5 8 3 番。地目は田、面積 4, 3 5 4 m²

受付番号 4 4 番の申請地は野市町東佐古字アゴデン 5 7 0 番外 4 筆。地目は田、面積 1 1, 3 6 4 m²

で賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人都合による解約で高齢により作れなくなったとのことことです。

解約後は現在のところ未定とのことですが 4 3 番以外はある希望が出てくるとおもわれます。

続きまして、受付番号 4 5 番の説明を致します。

申請地は野市町土居字ニノミコ 1 3 5 5 番。地目は田、面積 9 9 0 m²。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人都合による解約で今月の 3 条申請で売買が出ております。

続きまして、受付番号 4 6 番の説明を致します。

申請地は野市町下井字ウノ丸 1 3 0 6 番外 3 筆。地目は田、面積 3, 7 8 3 m²。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約で、3 条での売買予定とのことことです。

4 7 番、4 8 番は先ほどの 4 1 番から 4 4 番と同様の同一借入人案件ですので一括して説明させていただきます。

受付番号 4 7 番の申請地は野市町母代寺字樋ノ口 3 0 8 番 1 外 3 筆。地目は田、面積 6, 0 4 6 m²。

受付番号 4 8 番の申請地は野市町東佐古字アゴデン 5 9 5 番外 1 筆。地目は田、面積 2, 3 6 3 m²

で賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人都合による解約で高齢により作れなくなったとのことことです。

4 7 番につきましては、解約が出たら知らせてほしい、借りたい人がおりましたが、その前にもう決まっているような事を聞きました。利用権が出ていないのではっきりしたことは、わかりませんが。そういう話をいただいております。

続きまして、受付番号 4 9 番の説明を致します。

申請地は夜須町坪井字下樋田 1 7 7 番。地目は田、面積 2, 1 2 6 m²。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で、法人化に伴う契約者の変更を行うとの事です。

続きまして、受付番号 5 0 番の説明を致します。

申請地は夜須町坪井字下樋田 1 7 6 番。地目は田、面積 1, 4 0 5 m²。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。4 9 番と同様の解約理由となっています。

- 議長 事務局の説明が終わりましたが何か質問はございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 ないようでしたらお諮りします。
農地法第18条の規定による合意解約について12件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしということで申請どおり許可に決定いたします。
- 議長 議案書案件を終わりにして承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員確認していただいたでしょうか。
それでは、お諮りいたします。
議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定14件、所有権の移転3件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認め承認することとします。
- 議長 続きまして、議案第6号農地法第3条の3第1項の規定による届け出について2件ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認め受理することとします。
- 議長 承認案件を終わりにして、その他の件、農地のあっせんについて事務局より説明をお願いします。
- 事務局 まず説明の前にあっせんの貸し付けが取り下げになってまして、3件になりますので訂正をお願いします。吉原、下井あたりで約2,000㎡の農地を借りても買っても良いという事で西野の方から話がきております。もしどこかありましたら情報提供をお願いします。貸し付け3件は合意解約にも出ていました。たくさん作っていた方の、あっせんではありますが、別ルートで南国の方に貸したという話があって自分の土地だけでなく他も全部作ってくれるという話も聞いておりますが、はっきりしていないので保留で置いておいた方がいいのかなと思います。
- 15番 先月、あっせんがあり動こうとしておりましたが、動いてくれているということ。
- 事務局 保留の状態で様子を見た方が二重で動いて無駄になってもいけないので。
- 14番 補足説明で、あっせんの件で佐古地区でかなり作られていて、下井地区でもあっせんが出ていて、その地区の方に相談し、南国の方に連絡を取ってくれたところ、その方の作っていたところを、作れば作るという事で、両者も知り合いで

連絡を取り合っていたところに先月あっせんが出ていて、15番委員といったところ、あっせんが出ていた農家が他に貸したという事になっていた。ひとまず、南国の方と、あっせんで出ていた分も話をしながらあたれるところをあたってもらい、その結果待ちという形がいいだろうと思います。それと2反くらいの、あっせんが出ておりますが、露地の場合どれくらいの筆数で構わないのか、前回2反5畝くらいのは1切れが5畝とかだったので、あまり細い切れはできないという事で、まとまらなかったことがありますので、筆が細い切れでも良いのか確認してもらえたらと思います。それでよければ、また相談に行きます。

議長 何か質問はございませんか。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。決定いたします。

議長 次に②議事録修正の嘆願について、これは本人から取り下げがあったということの報告を受けております。補足があればお願いします。

事務局 嘆願が出ておりましたが、以前開発転用したところで、隣地と色々あったところでは。隣地からの申し出により HP の公開用については総務課等協議したうえで一部見えないようにしています。最初はこれでいいということだったのですが、議事録は一生残るものだからと、申請者側にも申し出て嘆願という形で出てきました。議事録そのものは署名員の署名もしている状態なので訂正はできない。それは両者にも説明したうえで、何らかの申し出があれば会の中で報告をすることはするという事で嘆願書という形でもってきていましたが、色々考えたのか真意はわかりませんが取り下げますとの事でした。

議長 署名が入った議事録の原本は訂正できません。

議長 続きまして、お諮りします。

報告1、農地利用最適化交付金について、報告2、第8回農業委員会農地法第4条転用許可申請（水耕栽培施設建築）取り下げについて、を日程に追加し、事務局より報告をうけたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め報告1、報告2を日程に追加し事務局より報告を願います。
報告1 農地利用最適化交付金について

事務局 農地利用最適化交付金について、先月12月議会ということで準備をしておりましたが総務課、議会事務局と話をしていたところ、予算を伴う条例改正であるので当初予算計上があってからの改正が筋であるとのこと、来年度からの事で今、予算化されていないので当初予算に計上し条例改正等するという事で3月議会に出すという事になりました。流れとしては1月下旬ころに予算査定があり、1月下旬か2月上旬に議会全員協議会で説明し本会議で審議していただくという事になります。その前段で産業建設常任委員会からも話ががあったので、そこでも報告という事になると思います。

関連でですが、その活動の中の人・農地プランで昨日、県等と会がありまして、会長、各委員長何名か出席していましたが県農業会議局長からアンケートについて今年度中に全域しなければいけないと話があり重点地区をモデル的にやっていたとしていました。他の所は農業委員会独自の様式で回っていた地区もあると思いますが、昨日の時点で重点地区以外も今年度中にやる予定とするそうです。ですので、今戸別訪問をしている分については止めておいて欲しいということです。整理ができれば農業委員会にはアンケートのリストをお返しします。

7 番 前にアンケート用紙が配られたが、どこに回ってよいかわからなかった。回る場所を決めてやるつもりだったが、昨日の話では全域に回すという事で、回収の方は良くて20～30%言っていたが、事業としては50%以上の回収をしないといけない。それになるように農業委員会にも動いていただきたいという話でした。今動いてる分は止めてよいということですね。農林課が送ってくれるという事ですね。

事務局 そうです。そのリストアップを今しているという事です。

6 番 既にアンケートを取って提出している分はどうか。

事務局 回っていただいたものが、事務局にあります。情報提供として農林課にはお返しします。追加の項目があれば、またアンケートをとる事になるかもしれませんが。そこは聞いておきます。

8 番 今のアンケートについて送ってきたが、一応どういう方法でやるのか具体的にきちんとした事がわからないままでは。ただ送られてきてもやりようがない。説明もないので。

議長 昨日の話で農林課が全部配布してからという話です。これはやらなくてはいけない事である。そうでなければ国の交付金が受けられようになるという話がありました。

8 番 交付金の問題ではなく、やらないといけないことはわかっているが、用紙を送ってきて、回ってくださいといわれても、どういう方法でまわるかとか何も説明がない。

議長 会って話をしようかと思っていたが配った時に会えなかったもので、また会う時に説明をするつもりでした。そこに昨日話があり農林課で配布をしてからという事になりました。今取っている分については農林課に提供するという事でご異議ございませんか。

議長 農地利用最適化交付金について発言のある方はお願いします。

12番 推進委員 交付金は国から入るのであって市ではないという話だったと思うが、それでも議会の承認等があるものか。

- 事務局 交付金をもらうにあたって今報酬条例により皆さんの報酬が決まっています。この交付金は報酬としてもらうものであるので改正しなくてはなりません。歳入、歳出にも予算上計上しなくてはなりません。それについて現在予算化されていないので、当初予算を計上し条例改正が手順であるという見解です。
- 1 4 番 先程話が出たように当初からアンケート調査をする予定でした。農業委員会が独自でやろうとしたので、こういう話になっていると思います。農林課として最初から計画されていたものか。
- 事務局 アンケートについてはやる予定でした。全域に回してもデータ収集等が今の体制ではできないという事で事業の優先順位をつけて、そこからアンケートをやりたいという事になったのが夏ぐらいであった。他の地区についていつになるのかわからないので、農業委員会が独自に回るのは構わないが、重複する可能性がある事説明してもらったとのことでした。が、昨日の話で全域まわして、それから重点箇所について実質化していくかという事を審議していくという事になったので農林課も、その準備をしているところです。今、戸別訪問したところについては無駄にならないようにしたいと思っています。
- 1 3 番 アンケートの内容は似たようなものか。
- 事務局 ほぼ同じです。県の示しているものは、少し簡単な中身になっています。農林課の方も少し変えるかもしれませんが。
- 3 番 それなら同じ内容にしなければいけないのでは。
- 6 番 推進委員 ある程度地域分けをしていかないと、農業委員と推進委員でどう地域分けするか決めなければいけないので、事前の会を一度はしてもらいたい。交付金の絡みで、この活動が該当になると考えていいのか。
- 事務局 この活動は交付金の対象になります。人・農地プランの中の戸別訪問や集落座談会等がその活動になる。回収の時の地区については、その時に割り振りをしてほしいという事ですか。
- 6 番 推進委員 これくらいのアンケートをお願いしたというのがわかれば割り振ってもよいが、地区の人がいないところもあるので。
- 事務局 今の担当地区を回ってもらうという方法もある。そこについては打合せもします。
- 1 番 昨日の話では、回収できない分の名簿をあげて担当地区の委員で回収してもらい50%以上にしてもらいたいという話でした。
- 4 番 本人に会って聞き取りをしないと、書いてくれないのでは。
- 1 番 他のところで3,000戸に出して返ってきたのが900だった。

- 1 3 番 ある一定の回収ができるのであれば、二度手間になるかもしれないが郵送した方がよいのでは。件数が多いと思うので、なるべく少なくなった方がよい。
- 1 1 番 一回出してもらって、中身を見てもらった方が良いと思う。
- 1 番 農林業センサスで回る委員さんもいると思うので回収はできませんが、アンケートも書いてくださいねと声掛けするのは構わないと思う。
- 4 番 今年度ということ。
- 事務局 今年度です。依頼が来て回るのが2～3月頃になるのではとのこと。
- 1 2 番
推進委員 要は農林課からアンケートを出して返事がなかったものに対して農業委員会が戸別訪問するということですね。
- 事務局 そうです。農林課が押さえているのは所有者です。農家台帳とか賃貸借権等どこまで調べれるかはわかりませんがリストアップするとのこと。
- 議長 まずは農林課に送付をしてもらわなくてはいけない。
- 議長 農地利用最適化交付金について、追加日程に加えることを諮って、今報告①②となったわけです。
事務局より説明がありました。1月予算査定、1月下旬～2月上旬議会の協議会。3月議会へかけるという流れになります。
- 1 2 番 こちらの体制ができていないが、国への申請はしているのか
- 事務局 要望は出しています。
- 4 番 確認ですが今年の活動に対して来年度もらうという事ですか。
- 事務局 来年度の活動実績に対して交付金がおりてくる。次期は来年度末になります。
- 議長 他にございませんか。
- 1 3 番 農林業センサスについて誰が調査員になっているか。
- 事務局 直接は聞いていません。大部分の方に依頼が来ていると思います。
- 1 3 番 アンケートが後になるのであれば、こういうのが来ますよと説明位した方がよいと思います
- 事務局 それぐらいのお知らせはいいと思います。
- 議長 事務局から説明がありました。報告案件ですのでよろしいですか。

議長 続きまして、報告 2、第 8 回農業委員会 農地法第 4 条転用許可申請（水耕栽培施設建築）の取り下げについて事務局

事務局 以前、令和元年第 8 回の農業委員会議案にかけました案件のうち、取り下げ願が提出されたものが 1 件ございますのでご報告いたします。農地法第 4 条の規定による許可申請受付番号 7 番、申請地は野市町下井字ウノ丸 1 3 2 4 番、地目は田、面積は 1,2 3 4 m²で水耕栽培でレタスを生産するための農業用施設を建築する計画であった案件です。この件につきまして、令和元年 1 0 月 1 8 日に事務局へ取り下げ願いが提出されましたのでご報告いたします。以上です。

議長 事務局の報告が終わりましたが、この件について発言のある方はお願いします。

1 4 番 取り下げた理由については説明できますか。

事務局 取り下げ事由については「申請地にて転用する計画を中止したため取り下げする。」とのことで提出されており、それ以上の追及はしておりません。市から県に届いた直後に取り下げの連絡があったので、県で受付をする前に返ってきています。

議長 他に発言のある方はございませんか。

議長 報告 2 件終わります。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが、何か他にございませんか。

事務局 令和 2 年度の農業委員会(案)と農地パトロールの中間報告をお配りしていますので報告します。

議長 何か他にございませんか。

議長 ないようでしたら、以上で第 1 0 回香南市農業委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

なお、次回の農業委員会につきましては 1 2 月 3 日（火）午前 9 時から、この場所で行いますのでよろしくお願いします。

（ 閉会 1 5 時 1 0 分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長